

## 積立式定期預金<みのり>規定

### 1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金は、通帳記載のお積立最終年月（以下「最終預入日」という。）まで、いつでも預入れできます。預入れのときは必ず通帳を持参してください。
- (2) この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れできます。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上1円単位とします。
- (4) この預金口座にあらかじめ老人等の少額預金の利祖所得等の非課税制度の適用を受けるため、非課税限度額を設定することができます。ただし、この場合、非課税限度額を超過して預入することはできません。

### 2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 3. (預入預金の取扱い)

この預金への預入（以下「個別定期預金」という。）は次のとおり取扱います。

- (1) 個別定期預金は、1口の期日指定定期預金とします。ただし、預入日から満期日までの期間が1年未満のときは、1か月、2か月、3か月または6か月の自由金利定期預金（M型）または満期日指定型の自由金利定期預金（M型）とします。
- (2) 満期日前1年後との満期日の応当日（以下「特定日」という。）において、預入日（継続したときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含む。）は、満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ1口の期日指定定期預金（以下「おまとめ定期預金」という。）に自動的に継続します。

### 4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、満期日以後に支払います。ただし、満期日前でも継続停止の申し出があった場合は、個別定期預金およびおまとめ定期預金の各々その満期日以後に支払います。
- (2) 期日指定定期預金は、前期(1)にかかわらず、満期日を次により指定することができます。
  - ① 預入日の1年後の応当日（継続されたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限（継続されたときは、継続後の預金の最長預入期限）までの任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は当店に対してその1か月前までに通知してください。この預金の一部について満期日を定める場合は、1万円以上の金額で指定してください。
  - ② おまとめ定期預金の一部、または個別定期預金の一部について満期日が指定された場合、その満期日の指定された金額が指定の満期日の1か月後の応当日までの間に解約されたときは、その残りの金額について第3条第2項の方法により引き続き自動継続の取扱いとします。
  - ③ 前記①により指定された満期日の1か月後の応当日までに、指定された金額が解約されなかった場合は、満期日の指定がなかったものとし、第3条第2項の方法により引き続き自動継続の取扱いとします。

### 5. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
  - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合  
預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

- A 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率
- B 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

② 預入金額後の預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行所定の利率によって計算します。

③ 前記①、②の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第6条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとの預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算します。

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 前記(1)②の適用利率×50%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として計算します。

## 6. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。ただし、満期前の解約は、当行がやむを得ないと認める場合に限りです。

## 7. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表または店頭へのポスター掲出等その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上